

■申請に必要な書類

	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	障害（児養育） 年金額変更	死亡一時金＋葬祭料
請求書（様式）	●※2	●	●	●	●
受診証明書（様式）	●※3				
領収書等	●※4				
診断書（様式）		●	●※6	●	
死亡診断書、 死体検案書等					●
埋葬許可証等					●※11
接種済証	●※1	●※1	●※1		●※1
診療録等	●※5	●※7	●※7	●※10	●※12
住民票		●※8			●※13
戸籍謄本等		●※9			●※14
その他					●※15 請求者が死亡した者と内縁 関係にあった場合
※16 経過等記録書	●	●	●	●	●

【注意事項等】

給付の種類	注意事項等
共通	※1 接種済証等の受けた予防接種の種類及びその年月日を証する書類
医療費 医療手当	※2 医療費・医療手当請求書：通院・入院日数の欄が足りない場合は、任意で別紙を作成することも可
	※3 医療機関又は薬局等で作成された受診証明書
	※4 領収書等の医療費を自己負担した金額がわかるもの
	※5 疾病の発病年月日及びその症状を証する医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む。また、複数の医療機関を受診している場合、それぞれの医療機関について提出が必要） ただし、アナフィラキシー等の即時型アレルギー（うち、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限り。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含めない。）に係る請求については医師が記載した様式6-1-1に変えることができる
	※6 障害児養育年金の給付を受けている方が障害年金の申請を行う場合は18歳の誕生日以降に作成された診断書であること
障害児養育年金 障害年金	※7 障害児・者が予防接種法施行令別表第1、2に定める障害の状態に該当するに至った年月日及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）
	※8 障害児の属する世帯全員の住民票の写し
	※9 戸籍謄本、保険証等の障害児を養育することを明らかにすることができる書類
	※10 施行令別表1、2に定める他の等級に該当するに至った年月日を証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）
(障害児養育年金) (障害年金) 年金額変更	
死亡一時金 葬祭料	※11 埋葬許可証等の、請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類
	※12 予防接種をうけたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）
	※13 請求者が配偶者以外の場合は、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の書類
	※14 請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍謄本等
	※15 請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面

※16 経過等記録書は、国への申請書類ではありませんが、調査・審査にあたり、健康被害の状況等を確認させていただく必要がありますので、ご記入をお願いいたします。